

追手門学院大学入学試験成績優秀者給付奨学金規程

2004年6月28日
制定

(目的)

第1条 この制度は、本学が定める入学試験において成績優秀な者を選抜し、奨学金を給付することにより、学業を奨励し全学の学力水準向上に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 前条の奨学金を追手門学院大学入学試験成績優秀者給付奨学金(以下「奨学金」という。)といい、この奨学金を受ける者を追手門学院大学給付奨学生(以下「奨学生」という。)という。

(資格)

第3条 奨学生は、次の各号の条件を満たしている者でなければならない。

- (1) 一般入学試験A日程の成績の得点が各学科の合格者の上位3%であること。
- (2) 本学が定める入学手続きを行い、入学が決定している者

(期間)

第4条 奨学金の給付期間は、単年度限りとする。

(金額及び交付)

第5条 奨学金の金額は、入学年度の授業料年額相当額とする。

2 奨学金の交付は、入学時納付金納入時及び秋学期納付金納入時に、その期の授業料相当額を減額してこれを行う。

(他の奨学金との併用)

第6条 奨学生がその資格を有する期間、本学の他の奨学金を重複して受給することはできない。

(異動)

第7条 奨学生が次の各号の一に該当する事項が生じたときは、直ちに学生課に届け出なければならない。

- (1) 休学、退学、除籍又は留学
- (2) 本人の氏名、住所、その他重要な事項の変更があったとき。
- (3) 奨学金を辞退するとき。

(失格)

第8条 奨学生が、次の各号の一に該当するときは、奨学生の資格を失うものとする。

- (1) 休学、退学、又は入学を辞退したとき。
- (2) 除籍になったとき。
- (3) 修学の見込みがないとき。
- (4) 学則第64条等により処分を受けたとき。
- (5) 奨学金を辞退したとき。

(返還)

第9条 奨学生が、前条のいずれかに該当する場合、学長は当該学期の免除された授業料相当額の返還を求めることができる。

2 前項により返還を求められた者は、返還を求められた日から起算して2週間以内に、所定の奨学金を一括して返還しなければならない。

3 返還請求の決定は、学生部委員会の議を経て行う。

(所管)

第10条 この規程の奨学金に関する事務は、学生部学生課において行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、学生部委員会の議を経て行う。

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。ただし、2005年度入学者からこれを適用する。